

旧吉野小学校  
学校跡地利活用  
事業について

『「ひと」がつながり「ひと」が輝き「ひと」が潤う 感動生まれる吉野町』を目指し、「旧吉野小学校学校跡地利活用事業」の公募を3月25日より開始しています。詳細は町ウェブサイト上で公開しています。

町政策戦略課 TEL (32) 3081

# 旧吉野小学校学校跡地利活用事業の事業者を募集します!

年間110万人が訪れる吉野町。地域の活性化や交流の促進、町の財政負担軽減等のために、学校跡地の利活用を推進します。

閉校になった旧吉野小学校は、こんな場所にあります



吉野川に隣接



周辺には店舗や木材関連施設がある

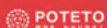


駅から近い



吉野山への観光客も利用しやすい位置

Created by POTETO Design



## 活用条件



Created by POTETO Design



! 既存校舎等やグラウンドの利用はもちろん、施設を新築することも可能

- ・確認通知書はあるが、検査済証は発行されていない
- ・既存の校舎やグラウンドを利用し、民間施設の新築も可能
- ・自然環境を保護し、景観を阻害しない用途や機能を守ること
- ・既存の校舎については、内装や外装の変更は可能だが、協議が必要
- ・事業者は、環境負荷を低減し、予防保全を基本とした維持管理を行うこと
- ・毎年3月末までに維持管理報告書を提出
- ・光熱水費は実費負担

	施設の 신설なし	施設の 신설あり
校舎	無償 (付属する土地を含む)	無償 (付属する土地は有償)
屋内運動場	無償 (付属する土地を含む)	無償 (付属する土地は有償)
グラウンド	有償	有償

- ▶ 『吉野町・吉野地域の状況と特性を理解し、深い地域愛がある事が応募の重要要件』
  - ▶ 公募型プロポーザル方式(※)で事業計画を選定し、民間事業者等と連携し公共施設の利活用を検討(吉野町として初めての試み)
- ※価格だけでなく企画・提案内容、提案者への信頼性なども含めて選定する方法

## 貸付条件

Created by POTETO Design POTETO

<p><b>敷地条件</b></p> <p><b>普通財産</b></p>	<p><b>校舎</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内装及び外装の変更は可能</li> <li>・事業者が設置した設備等は撤去し返還</li> <li>・記念碑類は残置もしくは、移築・集積</li> <li>・水道は事業者の費用負担で新たに引き込む</li> <li>・電気は使用可能</li> </ul>	<p><b>屋内運動場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には避難所として利用(運動場を事業利用する場合、避難所機能は校舎等の敷地内に移設可)</li> <li>・防災のための備蓄品は本町が管理する</li> <li>・町内の町民団体等の利用については、利用料金を徴収しない</li> <li>・現状の避難所機能と同等の機能を有する形で返還</li> </ul>
<p><b>貸借期間</b></p> <p>契約締結日から <b>10年以上30年未満</b> (建築物の築年数を踏まえて事業者で提案すること)</p>	<p><b>グラウンド</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃料は原則として3年ごとに協議</li> <li>・毎年4月に本町が定める方法により賃料を支払う</li> <li>・事業開始後も町民団体等が無償で利用が望ましい</li> <li>・緊急時にドクターヘリが発着できるようにする</li> <li>・原状回復し返還</li> </ul>	<p><b>民間施設の新築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業予定地全体に事業用定期借地権を設定</li> <li>・賃料は原則として3年ごとに協議</li> <li>・本町から権利制限等の承諾が必要な場合がある</li> <li>・土壌汚染が発覚した場合は本町で対応</li> <li>・地中障害物の調査費用は事業者が負担</li> </ul>
<p><b>契約満了時</b></p> <p><b>維持管理・更新</b></p>		
<p><b>貸借について</b></p> <p>第三者に転貸することは原則不可</p>		

## 応募について

Created by POTETO Design POTETO

<p><b>応募要件(一部)</b></p> <p>吉野町・吉野地域の状況と特性を理解し、深い地域愛があること</p>	<p><b>事業上の注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>関係機関との協議</b> 事業代表企業自らの責任で確認し、関係機関と協議し、遵守する。</li> <li><b>地域住民への配慮</b> 基本協定締結後に地域住民と対話し、事業内容についても対応する。</li> <li><b>町内の小中学生への説明</b> 基本協定締結後に町内の小学生・中学生に対して提案内容を説明する。</li> <li><b>近隣対策</b> 近隣住民等への周知・説明等については、事業代表企業が対応する。</li> <li><b>改修や民間施設の建設による周辺影響対策</b> 周辺への障害・影響が生じた場合は、事業代表企業が対応する。</li> <li><b>災害時における避難所等の協力</b> 災害時は、屋内運動場・グラウンドを避難場所・避難施設として利用する覚書を締結する。校舎については、避難所としての支援協力を要請する。</li> </ul>
<p><b>スケジュール</b></p> <p><b>3月25日</b> 募集要項などの公表</p> <p><b>6月7日</b> 資格審査に関する書類の提出期限</p> <p><b>7月12日</b> 事業提案書等の提出期限</p> <p><b>9月下旬</b> 優先交渉権者の決定・公表</p>	